

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）
光ネットサービス契約約款 <u>2025年6月1日</u> 株式会社 STNet	光ネットサービス契約約款 <u>2025年7月1日</u> 株式会社 STNet	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧		新		備 考（変更理由）
目 次		目 次		
別 記		別 記		
1	ピカラ光ねっとの提供区域等	1	ピカラ光ねっとの提供区域等	
2	ピカラ光ねつと契約者の地位の継承	2	ピカラ光ねつと契約者の地位の継承	
3	ピカラ光ねつと契約者の氏名等の変更	3	ピカラ光ねつと契約者の氏名等の変更	
4	特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行等	4	特定協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行等	
5	電気通信設備の設置場所の提供等	5	電気通信設備の設置場所の提供等	
6	自営端末設備の接続	6	自営端末設備の接続	
7	自営端末設備に異常がある場合等の検査	7	自営端末設備に異常がある場合等の検査	
8	自営電気通信設備の接続	8	自営電気通信設備の接続	
9	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	9	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	
10	当社の維持責任	10	当社の維持責任	
11	ピカラ光ねつとにおける禁止事項	11	ピカラ光ねつとにおける禁止事項	
12	技術資料の項目	12	技術資料の項目	
13	管轄裁判所	13	管轄裁判所	
14	情報提供	14	情報提供	
15	新聞社等の基準	15	新聞社等の基準	
16	ノートン セキュリティ オンラインの提供	16	ノートン セキュリティ オンラインの提供	
17	(削除)	17	(削除)	
18	パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の提供	18	パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM の提供	
19	リモートサポートサービス・ミニの提供	19	リモートサポートサービス・ミニの提供	
20	かけつけサポートサービスの提供	20	かけつけサポートサービスの提供	
21	(削除)	21	(削除)	
22	料金請求書等の発行	22	料金請求書等の発行	
23	支払い証明書等の発行	23	支払証明書等の発行	
24	提携割引	24	提携割引	
別 記		別 記		
23 支払い証明書等の発行		23 支払証明書等の発行		
当社は、ピカラ光ねつと契約者から請求があったときは、料金表に定めるピカラ光ねつとに係る支払い証明書等（以下「支払い証明書等」といいます。）を発行します。この場合、ピカラ光ねつと契約者は、料金表に定める発行の支払いを要します。		当社は、ピカラ光ねつと契約者から請求があったときは、そのピカラ光ねつとに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったピカラ光ねつとの料金、工事や手続きに関する費用または割増金などをいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書等（以下「支払証明書等」といいます。）を発行します。この場合、ピカラ光ねつと契約者は、料金表に定める発行の支払いを要します。		

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備 考（変更理由）																														
第4表 附帯サービスに関する料金 2 利用料の額 第7 発行料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金額（税込）</th></tr><tr><td>料金請求書等発行料</td><td>1 料金請求書等の発行ごとに</td><td>100 円（税込 110 円）</td></tr><tr><td>支払い証明書等発行料</td><td>1 支払い証明書等の発行ごとに</td><td>300 円（税込 330 円）</td></tr><tr><th colspan="3">内容</th></tr><tr><td colspan="3">ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払い証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。</td></tr></table>	区分	単位	料金額（税込）	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（税込 110 円）	支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円（税込 330 円）	内容			ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払い証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。			第4表 附帯サービスに関する料金 2 利用料の額 第7 発行料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>料金額（税込）</th></tr><tr><td>料金請求書等発行料</td><td>1 料金請求書等の発行ごとに</td><td>100 円（税込 110 円）</td></tr><tr><td>支払証明書等発行料</td><td>1 支払証明書等の発行ごとに</td><td>300 円（税込 330 円）</td></tr><tr><th colspan="3">内容</th></tr><tr><td colspan="3">ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。</td></tr></table>	区分	単位	料金額（税込）	料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（税込 110 円）	支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	300 円（税込 330 円）	内容			ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。			
区分	単位	料金額（税込）																														
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（税込 110 円）																														
支払い証明書等発行料	1 支払い証明書等の発行ごとに	300 円（税込 330 円）																														
内容																																
ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払い証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払い証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。																																
区分	単位	料金額（税込）																														
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の発行ごとに	100 円（税込 110 円）																														
支払証明書等発行料	1 支払証明書等の発行ごとに	300 円（税込 330 円）																														
内容																																
ア ピカラ光ねっと契約者は、料金請求書発行及び支払証明書等発行を請求することができます。 イ 当社は、料金請求書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。 ウ 当社は、支払証明書等を1のピカラ光ねっと契約ごとに発行します。																																
附 則	附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2025年7月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 別記1（1）の提供区域において、2025年7月1日から2025年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行ったピカラ光ねっと契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。 (1) プラン1、プラン2、プラン2－2B（バリュープラン）に係る新規契約に伴う契約事務手数料交換機等工事費については0円とします。 (2) ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。 デュアルスタックの提供を受けていないピカラ光ねっと契約者がデュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,000円（税込2,200円）を0円とします。（ただし、提供区域がピカラゆすはらを除く） (3) 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料（K）1,000円（税込1,100円）を0円とします。 4 3(1)の場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。 現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約（この条文において「従来ピカラ光ねっと契約」といいます。）に加えて、同一の構内又は建物で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降12ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解除した場合。																															